

いじめ防止に関する学校基本方針  
いじめ防止等の対策のための組織

大川学園高等学校  
大川学園高等専修学校  
平成 26 年 4 月 1 日

はじめに

この基本方針は、平成 25 年法律第 71 号として平成 25 年 6 月 28 日に公布され、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校法人大川学園高等学校が本校の現状等を鑑みて定めたものである。

関係法規条文（法的根拠）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

#### 第 1 【本校の基本方針策定の意義】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このいじめ問題への対応は大川学園高等学校においても最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も必要不可欠である。

大人社会の諸問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめ問題への対応力は、本校の教育力と本校教職員の習熟度の指標でもある。生徒が接するメディアや

インターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった教職員の振る舞いが、生徒に悪影響を与えてはならない。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、生徒を取り囲む本校教職員を含めた大人一人一人が、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をつくるという、本校を含めた社会全体の課題でもある。

大川学園高等学校としては、この意義を十分に踏まえた上で、基本方針の策定にあたるものである。

## 第2【いじめの定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在席する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

大川学園高等学校としては、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

大川学園高等学校では、具体的ないじめの態様の例を以下のように考える。

○ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 第3【いじめの理解】

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成25年7月）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。大川学園高等学校では、その延長線上にある高等学校としての認識を教職員が共有しなければならない。広域通学の高等学校の特徴でもあるが、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動、委員会等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 第4【いじめの防止等に関する基本的な考え方】

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを大川学園高等学校でも踏まえる。より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、本校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等のアセスメントを共有し、適切に対処できる力を育む観点も必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、地域、家庭が一体となって取組を啓発するための普及啓発が必要である。

いじめの早期発見は、迅速な対処への大前提であり、教職員全てが連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。そのためにも、本校では生徒が訴えやすい体制をつくり、家庭と連携して生徒を見守る必要がある。

いじめがあることが確認された場合、本校では直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、本校として組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や学事課への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため本校教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、本校の組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

## 《大川学園高等学校が行う具体的項目》

### 第1【校舎】

- ①清潔な外観をつくることは、生徒の安全な精神状態を形成するのに役立つ。ガラスのヒビ、校舎の破損などは物的な面以外でも安全を否定する要素となり得る。安全を否定された状態は、弱者に向くこともある。本校では、外観にもいじめが発生する可能性を否定するために注意を払う。
- ②いじめに関して、関係機関から配布されたポスターを掲示し、本校のみならず、全国的に「許されていない行為」であることを啓蒙していく。視覚から入る情報も大切である。

### 第2【廊下】

- ①清潔感のある廊下は、生徒の心身の安心を醸し出す。自らが行った結果の清掃の行き届いた状態は、いじめに向かう心の抑制にも繋がる。
- ②学校生活に不必要な物を置かない。「学校は勉強するところ」の意識の対極のところにいじめは存在するとも考えられる。学業に専念することの妨げになるものの存在を廊下には置かない。

### 第3【教室】

- ①教室内の掲示物は、生徒が理解しやすい物を掲示する。生徒にとって有効かつ自己有用感を与える物が、高校生として本来あるべき方向に向かわせるのであって、いじめに向かう気持ちを誕生させない方法である。
- ②整然とした机の配置は、学業に専念する状況をつくりだす。いじめを発生させるような乱れた机の配置は断じて避けるべきである。
- ③机や椅子や床など、学習環境として相応しい状態にしておく。傷や破損など、支障のない限り最適な学習環境を作ることが、いじめを発生させないことに繋がる。
- ④生徒の役割分担の書かれた掲示物は有効に活用すべきであり、細心の注意を払うべきである。生徒にとって、自己の名前が記入され掲示されるということは、自己有用感にも繋がる。ましてや、役割が明記されていれば尚更である。一方、掲示された個人名がいじめに利用されることがないように、取り扱いには十分注意すべきである。
- ⑤教室内の温度や照明は適度を考えるべきである。環境問題とも絡めて、生徒の精神状態が安全に保たれる温度を設定すべきである。本校では、環境問題に真摯に取り組んでいる。設定温度や照度についても十分に理解させ、一部の生徒の主観による行動で、他の生徒のいじめを生むストレスを防ぐ必要があ

る。

#### 第4【グラウンド】

①行動範囲の広いグラウンドは、開放感もあると同時に教職員の目が完全に行き届かない可能性も高い。活動範囲の設定を明確にし、本校教職員の指導下を逸脱することがないように注意を払うべきである。

②道具等の点検は、学習環境の点でも重要である。使用不可能な道具等はいじめを発生させるストレスにもなり得る。日頃より道具・用具等の点検管理は怠らない。

#### 第5【その他の環境】

本校教職員は、生徒を包む、又は抱わる環境の中で、いじめを発生させるような要因がないかを常に注視する必要がある。些細な事物の中にも、その要因を発見し適切な対処をすることに本校教職員の力量が問われている。

#### 第6【授業】

「学校は勉強するところである」、との認識は重要である。「勉強」とは、社会に貢献できる人格の育成であり、国や世界を支える重要な要素である。大川学園高等学校でも、この「勉強」の重要性は学校の中心をなすべきものであることを教職員は共有する。

①わかる授業を行う。わかる授業と生徒指導は一体である。点数を上げるために、テストを簡素化することやテストの形式を変えることは、正しい授業改善ではない。また、テストの点数を上げるためだけが授業改善でもない。すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上は勿論、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にも繋がる。学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展する。本校では、授業中は授業だけ、生徒指導の取組は授業以外の行事等の場面で、といった考え方で教育活動にはあたらない。

②授業の質を高めるために、本校では授業を担当するすべての教員が他の教職員に対して授業を公開する。高い専門性の観点からだけでなく、いじめ防止のためにも、生徒指導の観点から授業を参考にし合うことで、質を高めることができる。

③授業規律を徹底する。授業規律は、いじめのみならず、すべての生徒指導に通ずるものである。

- ア. チャイム着席（始業時間）を徹底する。
  - イ. チャイム着席（始業時間）のために、教科担当者はチャイム前に教室で指導にあたる。
  - ウ. 授業担当者以外の教員は、チャイム着席（始業時間）のために廊下及び教室の巡回を行う。
  - エ. 終了チャイム（終了時間）を徹底する。
  - オ. 授業規律は、教員にも課題であるため、終了時間を守る授業の組み立てを行う。
  - カ. 担当教員は、終了時間まで決して教室を離れない。
  - キ. 授業は厳粛に行う。
  - ク. 終了時間を遵守する授業を行うために、教員は授業計画を立案・実施する。
  - ケ. 教員は日々研修を行い、専門教科のスキルアップをはかる。
  - コ. 授業に不必要な携帯電話・マンガ本・飲食物などは机上に置かず、使用も飲食も認めない。
- ④不適切な認識・言動や差別的な態度・言動に注意を払う。深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている生徒や、まわりで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することになりかねない。発達障害を含めた障害を持つ生徒についての理解を深めることも認識や言動を改めるうえで必要と考える。
- ⑤出欠席の確認は、必ず点呼を行う。点呼は、生徒の出席・欠席の確認であると同時に、生徒の様子を窺う機会でもある。いじめが発生している場合、声や表情から窺い知ることも授業である。

## 第7【学級経営】

学校に登校した生徒が最初に入るのが所属するクラスであり、授業も学級単位で行われる場合が多い。本校の生徒も例外ではなく、学校生活の中で、最も多くの時間を他の生徒と過ごす場所でもある。従って、いじめの発生する可能性、いじめに結びつく要件の発生する可能性の高い場所であり注意を有する。学級担任は、生徒の学力や能力・家庭の状況や協力体制等を理由にすることなく、いじめのない学級をつくらなければならない。友人関係のストレスは、学習に対するストレスとともに大きな要因である。故に、友人関係・集団行動・社会性の育成などが非常に重要になる。

①出欠席確認の点呼は必ずとる。毎日の生徒の出席、欠席、遅刻、早退などを最も把握しているのが、学級担任である。些細な変化の中からいじめの兆候を見いだすことも教師として持つべき力であり役割でもある。名前を呼ぶと同時に生徒の観察は必ず行う。



②学級担任は、生徒の出欠席状況を常に把握し、連絡を密にとる。保護者等からの連絡がなく、決められた時間に登校していない生徒に対しては、電話連絡等で必ず確認する。いじめの存在を常に考えながら、生徒の出席状況を確認しておく必要がある。先入観を持つことなく、客観的に事実を見る力が学級担任には必要である。

③学級日誌の記述には注意を払い、いじめの存在を常に考える。一見冗談のような内容や、強い指摘の中には時として事実が多く含まれる。学級担任へのメッセージと考え、必ず内容は確認すべきである。学級日誌を通していじめを抑止できるということも考えるべきである。

④ホームルームでの連絡事項はしっかりと伝える。学級担任は勿論、教師が話すことはすべて教育である。「自分の意見を主張する前に、相手の話をしっかりと聞く」ということを教えることもいじめをなくすことに繋がる。話を聞く態度の「このくらい」が「取り返しのつかない」にならないよう、人間形成にも学級担任は尽力すべきである。社会に貢献できる人格の育成にも通じる。

⑤保護者や生徒とのやり取りは記録する。保護者や生徒からの、又は保護者や生徒への連絡の内容や日時はしっかりと記録しておく。記録を見直すことで、いじめの防止や早期発見に繋がる。

⑥自己有用感の創出に努める。役職が人を育てるということがある。一つの係り、一つの委員会の仕事を行ったり、達成したりすることで生徒は自己の存在感をあらためて感じる。ましてや本校生徒の場合、自己有用感から距離があるところで今までの学校生活を送ってきた生徒が多い。自己有用感を創出することで、いじめ防止に繋げる。

⑦毅然とした態度で生徒と接する。いじめに直面している生徒は、「誰にも相談していない」ケースが多い。学校の中において学級担任は、いじめを相談できる砦でもある。「何でも話しやすい反面、大切なことは話すことが出来ない」存在にならないよう、毅然として学級運営を行うべきである。

⑧必要に応じて、アンケートを実施する。いじめを把握し、いじめの未然防止のためのアンケートを実施する。学校全体ではなく、学級担任がその責任下で行うものであるから、回数や実施時期は固定しない。しかし、必要があれば毎日でも実施すべきと考える。

⑨他の教職員の助言を請うことを否定しない。学級担任は「自分のクラス」との意識が強い。それは一概に否定すべきことではなく、大切なことで、良い学級運営を行うインセンティブでもある。しかし、一人で抱え込むことをせず、本校ではいじめに関し、生徒部長への報告を徹底している。学級は学校の中に存在し、学校全体で問題共有する必要があるからである。

⑩生徒の生活環境のアセスメントを共有する。本校生徒の場合、アセスメント

は学校生活に特に大きく影響している。教職員の誰もが接する可能性がある以上、それがストレスサーになりいじめに結びついてはならない。従って、アセスメントの共有は必要不可欠である。

⑪三者面談の機会を十分に活用する。決められた三者面談の機会は勿論だが、必要があれば早急に行うべきである。個別の場面をつくり出すことで、深刻ないじめの兆候を察知することが可能である。

## 第8【部活動】

本来、目的を共有する生徒が所属する集団であり、活動する場でもある。大会や発表の成功に向かって協力し合いながら努力するという観点から言えば、教育の場として大いなる存在価値を有する。しかし、熱心に活動する故に、技術・体力・理解・能力等の差異がいじめに発展する可能性がある。授業という形式をとっておらず、生徒主体で活動する機会も多いことから、注意を有する。

①本校での部活動は、あくまでも顧問の指導の下で行われる活動であり、部活動顧問の年間活動計画に則って活動していく。部活動はいじめを生まず、否定していく活動の場として相応しい。

②部員以外の生徒や外部の者を参加させない。目的を共有しない者同士の活動は本来の趣旨からはずれ、いじめにも繋がる。部活動の目的、計画、顧問の指導に従って活動すべきである。

③目標設定を明確にしていく。目標を明確にし、それに沿った活動を行い、活動を充実させていくことで自己有用感を持つことができ、いじめの防止にも繋がる。

④部活動顧問は教育の場であることを理解する。通常の間割に組み込まれていない教育の場としての部活動は、いじめのみならず、礼儀・挨拶・マナー・人権・協力・尊重などを学ぶ絶好の機会である。

⑤必要に応じて、いじめに対するアンケートを実施する。部活動顧問と部員との信頼関係もあるので、定期的に行うのではなく、緊急性があれば毎日でも実施すべきであるが、発生させない、話が切り出しやすい人間関係を構築すべきである。いじめに関する情報は必ず共有し、決して一人で抱え込まないようにする。

## 第9【委員会】

本校の委員会は、生徒だけで行っていける状態ではない。従って、担当教員の年間計画に則った適切な指導が必要なのは言うまでもない。高等学校の中での委員会の存在は、重要なものであるから自己有用感を得る絶好の機会であるが、委員会の計画を完遂していくために生徒同士の軋轢も生じやすい。計画達成の

ための個ないしは少数派がいじめの行為にさらされることがないように細心の注意を払うべきである。

- ①本校における委員会活動は、担当教員の下、その委員会の年間計画に沿って行われるべきである。
- ②委員会以外の生徒を基本的に参加させない。活動計画の趣旨から外れると、いじめの発生を生む可能性を生じる、
- ③担当教員は、委員会の活動内容と学校での役割を明確にしていく。その活動の中で自己有用感を持つことができ、いじめ防止にも繋がる。
- ④必要に応じて、いじめに対するアンケートを実施する。必要があれば定期的に行う。担当教員一人で抱え込むことはせず、必ず情報は共有する。

## 第10【生徒部】

校務分掌の中で、生徒部の役割は大きい。いじめのみならず、問題行動に関しては生徒部が集約する。生徒部長が必要に応じて管理職と連絡をとり、全体に周知する体制をとっている。教科担当、学級担任、養護教諭、学校職員、保護者、生徒、外部の方等の情報を集約し、客観的にその重要性を把握する。先入観を持つことなく、状況を冷静に判断する必要があると同時に、《大川学園高等学校が行う具体的項目》のすべてを掌握する必要がある。

- ①校舎が教育環境として不具合がないか、常に点検・改善を行う。
- ②廊下が清潔であり、不必要なものがないか把握・改善する。
- ③教室が生徒にとって、自己有用感を得られる環境であるかを把握・改善する。
- ④グラウンドの点検管理を行い、必要があれば改善する。
- ⑤その他いじめを発生させる可能性のあるストレスとなる点の改善を行う。
- ⑥本校の授業が、学校教育として問題点がないか常に把握・改善を行う。
- ⑦学級経営が適切に実施されているか、把握・改善する。
- ⑧部活動が正しく行われているか、把握・改善を行う。
- ⑨委員会が正しく行われているか、把握・改善を行う。
- ⑩必要に応じて、アンケートを実施することで状況を把握し、適切に対処していく。
- ⑪PDCAサイクルのチェックを必ず行う。

## 第11【養護教諭】

養護教諭の位置は、他の教員が知らない情報が集中する場合がある。秘匿の必要性のある場合もある。しかし、情報が大量になり複雑化してくると養護教諭一人では抱えきれず、困難な状況に陥ることもある。難しい判断を強いられることもあるが、管理職・生徒部長・教職員と連絡をとりながら、いじめの問題

が大きく、深刻にならないように注意をすることが大切である。

## 第12【管理職】

【いじめ防止対策推進法】【いじめ防止基本方針】を十分に理解し、教職員が全員共通認識を持つことができるように、周知していく。連絡体制を徹底し、適切に対処する。相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に「相談」する。そして、円滑な連携を図るためにも警察等の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておく必要がある。いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、「相談」を越えて直ちに警察に通報する。学校や教職員がいじめの相談・報告を生徒や保護者から受けやすい環境をつくり、その趣旨の徹底を図る。年間計画の中で、早い段階で三者面談の時期を設定し、保護者との連携を密にし、安心感を与えておくことも重要である。いじめに対する対応を全職員で行っていく上で、学校における組織を設置する。

## いじめ防止対策のための組織

### 《大川学園高等学校いじめ対策組織》

委員長 学校長

副委員長 教頭

委員 生徒部長

教務部長

学年主任

養護教諭

スクールカウンセラー

## 大川学園高等学校いじめ対策組織図

報道機関・保護者等⇔**学校長**⇔警察・学事課等関係機関

連絡・調整⇕指示

報道機関・保護者等⇔**教頭**⇔警察・学事課等関係機関

連絡⇕指示・伝達

生徒部会⇔**生徒部長**⇒状況の把握

連絡・相談⇕⇓生徒への対応指示

生徒・保護者への対応⇔**教職員**⇒生徒の状況確認

教務部・・・いじめ対策のための年間行事計画の策定

養護教諭・・・学校長他各担当と適宜連絡・適切な対応